

会津3F (Fun Fan Festa) プロジェクト 業務委託仕様書

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する会津3F (Fun Fan Festa) プロジェクトに係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

第1 事業の目的

会津地方は、県内でも高齢者の割合が高い地域であり、地域活力の低下が懸念されることから、人口減少・少子高齢化への対策が喫緊の課題となっている。

このため、20代～40代をメインターゲットとして、会津の魅力を体験できる旅行商品の造成等を通じて、会津の「宝」を積極的に発信することで、新たな「会津ファン」を獲得し、観光客をはじめとした交流人口・関係人口の増加を図る。

第2 事業の内容

会津の地域資源をいかした自然や歴史、文化等の会津の魅力を体験できるコンテンツと、好奇心を刺激し非日常を感じるようなアウトドアアクティビティを組み合わせ、市町村が単独で実施することが困難な会津広域の観光コースを造成し、旅行商品として販売する。

また、造成・販売を行う観光コース及び会津地方の魅力を隣県及び首都圏に向けて発信することで、会津地方への実誘客や旅行商品の販売実績に結び付ける。

なお、事業実施に当たっては、各市町村や観光協会等との連携のほか、令和8年度から本県で開催される大型観光企画「ふくしまDC（デスティネーションキャンペーン）」での活用、観光をきっかけとした関係人口や移住者の増加を意識したものとする。

1 広域観光コースの造成・販売

(1) 造成するコースの数

旅行商品は、5コース以上を造成するものとする。

(2) 造成するコースの内容

20代～40代の個人旅行者にとって興味・関心が高いコンテンツを組み合わせた1泊2日以上のものでし、テーマやストーリーを重視したものとする。

本事業は、旅行をきっかけとした関係人口の創出や移住促進を目指すものであることから、既存の旅行商品や周遊コースには含まれないような地域事業者（例えば、会津地域にU・Iターンして観光関連事業や宿泊事業、自然体験事業等を起業された方々）を掘り起こし、それらの方々と参加者との対話や交流をマッチングするメニューを設けるなど、旅行終了後に参加者が自主的に再訪するような仕掛けを盛り込んだ内容を提案すること。

(3) 造成するコースの対象地域

会津地方振興局管内の13市町村（会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）を基本に、複数の市町村にまたがるものでし、観光客の需要に応じて甲と協議の上、決定する。

(4) コース造成の進め方について

① 観光をきっかけとした関係人口や移住者の増加を図るため、20代～40代をメインターゲットとして、これらの世代の需要等を調査・把握した上で、各コースに組み込むコンテンツやアウトドアアクティビティ等の候補を整理すること。その際、必要に応じて専門家やアドバイザー等とのヒアリングや打合せ等を行うこと。

② 本事業をきっかけとして、地域における主体的な取組が継続するよう、(2)で掘り起こした地域事業者やU・Iターン者等を対象に、当該事業者同士の横のつながりやネットワークづくり生み出すための説明会や座談会を開催すること。

(5) 造成したコースの商品化について

上記(4)の①～②により造成した各コースを令和7年10月までに商品化し、令和8年3月までに複数件の販売実績が出るよう努めること。

なお、商品化とは、造成した各コースを旅行商品として乙が販売し、誘客を行っている状態とする。

また、商品の販売方法と販売促進のためのPR方法等について提案すること。

2 情報発信・PR

(1) SNS等による情報発信について

若い世代が、造成した各コースを実際に体験したくなるよう、情報発信力の高い人物（インフルエンサー）等に各コースを実際に体験してもらい、動画などのSNS等を活用した情報発信を提案すること。

(2) WEBページの作成について

造成した各コースを旅行商品情報として県のホームページからアクセスできるWEBページを作成すること。なお、旅行商品情報だけではなく、事業の進捗状況等も発信し、商品の利用促進につなげるようにすること。

(3) 隣県及び首都圏からの誘客促進について

隣県や首都圏からの誘客のため、次の①～④のとおり観光情報の発信、観光商品や地元特産品のPR及び販売を行うこと。

この他、情報発信に効果的であると判断されるイベント等があれば、提案すること。

なお、地元特産品の販売の委託については、甲乙協議のうえ業者を決定するものとする。

① モンベル・フレンドフェア横浜への出展

- ・日程：令和7年7月5日（土）～6日（日）
- ・場所：パシフィコ横浜 展示ホールA・B
- ・内容：旅行商品PRや観光情報の発信、会津地域の物販
- ・経費：出展料 55,000円

ブース設営費 約60,000円（搬入に係る経費を含む）

その他（物販業者への委託経費等） 約40,000円

② 福島県内及び新潟県内の道の駅を巡るデジタルスタンプラリー（新潟県との共同実施）

- ・日程：令和7年7月下旬～11月下旬を想定
- ・経費：事業告知のためのWEB広告費 約200,000円

③ 道の駅「もてぎ」への出展（新潟県との共同実施）

- ・日程：令和7年9月6日（土）～7日（日）を想定

- ・場所：道の駅もてぎ（栃木県）
- ・内容：旅行商品PRや観光情報の発信、会津地域の物販
- ・経費：出展料 無料
 ブース設営費 無料
 その他（物販業者への委託経費等） 約40,000円

④ 羽田空港への出展

- ・日程：令和7年10月以降を想定
- ・場所：羽田空港第2ターミナルビル「和蔵場」
- ・内容：旅行商品PRや観光情報の発信、会津地域の物販
- ・経費：出展料 220,000円（2日間）※ブース設営費込み
 その他（物販業者への委託経費等） 約30,000円

3 事業の進捗状況等報告等

本事業を円滑に実施するため、事業の進捗状況や商品化の過程等について、1か月に1回以上甲と打合せを行うこと。

また、甲が参加しない事業に関する打合せ等があった場合、乙はその内容がわかる報告書を甲へ提出するなど、情報共有を図ること。

第3 事業成果の把握・とりまとめ

次の1～3の事項についてとりまとめ、実績報告書（第5の1）により報告すること。

- 1 事業実施内容（各商品の概要、事業実施に関する経過及び成果）
- 2 実証による検証結果（事業成果に対する分析・課題の記載、持続可能な取組とするための方法の記載等）
- 3 造成した商品の販路等についての分析

第4 総括責任者

乙は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

第5 成果品

- 1 実績報告書（正副本 1部ずつ）
なお、それぞれの事業実施後、速やかに実施状況報告を行うこと。
- 2 各事業を実施するうえで制作した印刷物や電子データがある場合、その一式
- 3 各事業を実施するうえで撮影した写真・動画に係る電子データがある場合、その一式

第6 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1 契約締結後に速やかに提出するもの
 - （1）着手届
 - （2）総括責任者通知書
 - （3）事業スケジュール表（任意様式）
 - （4）業務実施体制図（任意様式）

(5) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

2 業務完了後に速やかに提出するもの

(1) 完了届

(2) 収支決算書（任意様式）

(3) 成果品（第5の1～3）

(4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

第7 業務の進め方

- 1 乙は業務着手に先立ち、甲と協議・調整のうえ、事業スケジュール表を提出すること。
- 2 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- 3 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- 4 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- 5 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- 6 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- 7 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。